

令和2年度

第6回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和2年9月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 令和2年田畑売買価格等に関する調査について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

## <出席委員> ( 7名)

- 2番委員：佐川 順一郎
- 3番委員：森 紀久嗣
- 4番委員：鈴木 孝一
- 5番委員：渡辺 忠洋
- 7番委員：浅野 幸男
- 8番委員：山口 豊
- 9番委員：矢代 とみ江

## <欠席委員> ( 3名)

- 1番委員：加曾利 益弘
- 6番委員：吉野 公博
- 10番委員：押元 康郎

## <出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次
- 事務局 加藤 庸永
- 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 55 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 6 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長、1 番の加曾利委員、6 番の吉野委員につきましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により森副会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

8 番委員の山口委員と 9 番委員の矢代委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

議案第 1 号は、申請案件が 3 件ありますので、一括して説明した後、1 件ずつ審議をお願いいたします。

議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 9 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 11。所在・地番、西部田字川島 ■■■ 番。地目、畑。地積、129 平方メートル。権利者、市原市〇〇〇〇氏。義務者、群馬県伊勢崎市〇〇〇〇氏。事由、譲受人、隣接の中古住宅

を購入し、野菜や果樹等を作りたい。譲渡人、現在大多喜町に居住しておらず、高齢のため、土地の処分を行いたい。権利内容、売買による所有権移転。

続きまして、3ページ、番号12ですが、この案件につきましては、譲受人から申請取下げの申出がございました。理由は、農地を農地として取得するのではなく、取下げをして改めて転用を伴う所有権移転として5条申請を提出したいという申出がございましたので、今回は、この案件は、審議案件から除きます。

続きまして、番号13。所在・地番、弥喜用字中道■■■■番。地目、畑。地積、1,084平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇氏。義務者、流山市〇〇〇〇氏。事由、譲受人、申請地が近隣のため環境を整備する。譲渡人、申請地が遠隔のため管理ができないため。権利内容、贈与による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4ページに掲載のとおりです。

説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第1号、番号11については、山口委員に現地調査を依頼しましたので、御報告をお願いします。

山口委員（8番）

この案件は、不動産業者が仲介をしまして、以前、5月18日に私と代理人である不動産業者の二人で現地調査をしまして、第3回総会で許可の決定になった農地と一体の所です。どういう訳かということ、以前の申請時に1筆漏れていたとのことでした。

場所は、■■■■病院を過ぎて、橋があります。その橋の先を左に折れていきますと、竹細工をなさっているお宅がありまして、その隣の隣です。

物件は、建物が二つ母屋と物置があります。その下の方に畑と田があります。不動産業者がその畑の一部を申請し忘れたらしいです。

それで先月の25日に、私と不動産業者と事務局職員1名の3人で、今回の申請地を見分してきました。

場所的には、ほんの一部で、畑の入口の一筆だけを申請し忘れたということです。要するに、そこを許可してほしいということでした。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議長（森副会長）

どうもありがとうございました。

議長（森副会長）

現地調査の報告が終わりました。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

どうでしょうか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 11 については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 11 につきまして、許可することを決定いたしました。

番号 12 は、事務局から説明があったとおりですので、審議案件から除きます。

続きまして、番号 13 については、4 番の鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

鈴木委員（4 番）

今月 2 日の午後 2 時頃から、代理人の行政書士と事務局職員 1 名と現地確認に行っていました。

場所は、皆さん御存じでしょうか、弥喜用の■■■■医院の近くです。弥喜用区内を■■■■医院の方へ向かっていきますと、医院の手前に、昔、薬局があった所があり、医院との間に細い道があります。その道の突き当りの左側が申請地です。

代理人の話を聞きますと、義務者は、小さい頃、中学生か高校生の頃まで弥喜用の家にいたそうです。■■■■医院の脇から入って行って、申請地の手前に、今はもう取り壊して更地になっていますが、お寺がありまして、その脇に義務者の住居があったらしいです。

申請地の奥には、神社があります。それで申請地も荒れていては困るので、年に 2・3 回、区の方たちが草刈りなどの奉仕作業を行っているとのことで、きれいに手入れが行き届いていました。

そのような経緯もあり、権利者は、自宅が申請地と道を隔てて地続きなので、権利者が譲り受けて管理していこうというような話になったらしいです。とにかくきれいにはなっています。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（森副会長）

それでは、現地調査の報告が終わりましたので、質問のある方は、発言をお願いいたします。

佐川委員（2番）

聞き漏らしたかもしれませんが、今現在、申請地は、保全管理されているということですが、どなたが管理されているのでしょうか。

鈴木委員（4番）

今現在は、代理人の話によりますと、隣に神社がありますので、そのために区の役員たちが、年に2回くらい全員で草刈りをしたり、竹が生えてきたら切ったり、という形で管理しているらしいです。

権利者から直接聞いたわけではありませんが、ほかの人の手に渡ると、また何かにつけても大変だろうから、権利者が管理しますということだったらしいです。

議長（森副会長）

ほかに質問ある方は。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号13については、許可することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号13につきまして、許可することを決定いたしました。

議案第1号は以上でございます。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

では、5ページをお開きください。議案第2号は、申請案件が3件ありますので、一括して説明した後、一件ずつ審議をお願いします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年9月7日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号12。所在・地番、西部田字川田 ■■■ 番。地目、畑。地積、1,044平方メートル。農地種別、2種。農用地区域、外。権利者、埼玉県春日部市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、営農規模を縮小し、土地の有効利用を図るため、申請地を太陽光発電施設に転用したい。転用を伴う地上権設定。

続きまして、6ページ。番号13。所在・地番、横山字新馬

場 ■■■番■■■。地目、田。地積、863 平方メートル。農地種別、1 種。農用地区域、外。権利者、愛知県北名古屋市〇〇〇〇氏。義務者、千葉市〇〇〇〇氏。事由、太陽光発電事業を行うための土地を探していたところ、申請代理人から当該申請地を紹介され、実際に見た結果、想定していた条件と一致した事と、日当たりが良かったため、本事業の計画に至った。転用を伴う賃借権設定。

なお、番号 13 については、農地種別が第 1 種農地の判断となっております。第 1 種農地の判断ですと、原則的に太陽光発電施設への転用は許可されません。これを踏まえ、現地報告を参考に御審議をお願いいたします。

続きまして、番号 14。所在・地番、小内字柳畑 ■■■番。地目、畑。地積、127 平方メートル。農地種別、2 種。農用地区域、外。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、当該申請地は、現況が■■■寺の敷地の一部となっており、寺で行う法事や墓参り等の参拝者の便宜を図るため、駐車場として利用したい。転用を伴う所有権移転。説明は、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

番号 12 については、9 番の山口委員が現地調査を担当されましたので、御報告をお願いします。

山口委員（8 番）

それでは説明させていただきます。

6 月 28 日、事務局職員と現地調査に行ってきました。

場所は、■■■病院を越えて、橋を渡り、左へずっと進んでいきます。元大多喜ダムを作っていたところの手前です。

元大多喜ダム予定地に向かって、右手の少し高台の所に農地が 4 筆ありまして、一番奥が水田として耕作されています。その手前が、以前に現地調査に行った田です。今年はまだ全然耕作していません。その手前の一つが畑になっています。その畑には、梅の木や栗の木、柿の木が 20 本くらい植えられています。その木を伐採してソーラー施設にするということです。

代理人の方 3 人の立会いがあり、計 5 人で現地を調査しました。私は別に問題がないなと思って、この間の田んぼの一つ手前なので、大丈夫でしょうということで、帰ってきたわけです。そういうことなので、御審議のほどをよろしく願いいたします。

議長（森副会長）

現地調査の報告が終わりました。

浅野委員（7番）

質問のある方は、発言をお願いいたします。

前回はどうでしたか。許可になりましたか。

山口委員（8番）

前回は、水田の所でした。持ち主が違います。

今度は、畑で、果樹が植えられている所です。

前回の所の隣に、同じようにソーラー施設を作るということです。

前回は、6月28日に現地調査をしてきて、皆さんに審議してもらい、許可になりました。

佐川委員（2番）

前回と今回の土地の高低差はどうなっていますか。

山口委員（8番）

変わらないです。ほとんど変わらず、水田の所は、50センチメートルくらい低いです。だから条件としては、そんなに変わらないです。

今度の所は、木が20本くらい植えられていますので、それを伐採して、整地して作るそうです。

佐川委員（2番）

申請地の周辺に、民家はありますか。

山口委員（8番）

民家は手前側にあるのですが、民家のある所より一つ高台に申請地はあります。民家よりは高くなっていてとてもよい場所です。

議長（森副会長）

どうでしょうか。質問ございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号12については、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号12につきまして、許可相当とすることを決定いたしました。

続きまして、番号13については、7番の浅野委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

浅野委員（7番）

28日、朝9時に事務局職員二人と現地を調査してまいりました。

この土地は、国道297号、横山地先の宝聚院入口を御存じでしょうか。看板が出ていますが、          理容店の所です。そこを左に入り300メートルくらい進んだ右手の所が申請地



です。

道路より1メートルくらい高い所で、現在、荒地になっています。

道路を挟んで土地改良済みの10ヘクタール以上の水田と地続きとみなされ、千葉県の記事指針によりソーラー発電設備の設置は不適とのことです。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（森副会長）

どうもありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

この案件につきましては、先ほど説明のあったとおり農地種別が1種となっているので、転用できないということですよ。

それを踏まえて審議していただきたいと思います。

佐川委員（2番）

事務局に伺います。農地種別が1種ということで、許可にならないということが分かっている、この申請を受理したということですか。

事務局（寺井）

通常申請を受け付ける段階で、このように1種農地で不許可になるような案件については、受理せずに申請をお断りするケースが多いのですが、今回の場合は、申請人の方が、不許可になっても構わないという前提で、申請を出したいという意向でございましたので、そのまま受理をいたしました。

佐川委員（2番）

無理を承知で申請してきたということですか。

事務局（寺井）

そうです。なぜ、申請地が1種農地になるのかというところに、納得しきれなかった部分があるのかもしれませんが。

補足ですが、なぜ、1種農地に太陽光発電設備の設置が、不許可になるのかという根拠については、農地転用関係事務指針というものが、千葉県の事務指針として出されているのですけれども、その中に、このような場合は、原則的に許可しないということで、指針が出ておりますので、それに従いますと、今回の案件は、どうもそれに該当してしまい、例外にはならないという結論に至らざるを得ないと事務局は考えます。

議長（森副会長）

それでは、この件につきましては、許可しないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

それではこの件につきましては、不許可相当ということで決定いたしました。

続きまして、番号 14 については、4 番の鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

鈴木委員 (4 番)

それでは説明させていただきます。

9 月の 4 日、代理人の行政書士と事務局職員と義務者、土地改良の代表者で現地確認をしてまいりました。

場所は、小内区ですが、国道 465 号から笛倉橋を左に入りまして、■■■■車両センターのある所を右に入っていきますと、そこが小内区です。右に入って 400 メートルくらい行った所に、道路の正面に申請地の■■■■寺があります。その■■■■寺の正面から 20 メートルくらいの所に貯水池がありまして、その奥、北側に申請地があります。

貯水池の脇に用水路と道が奥に向かって通っています。■■■■寺の敷地のすぐ隣に、この畑がありまして、形は細長く、奥は結構すぼまっています。そこにはキウイフルーツの木が 1 本植えられています。ここを駐車場にして使いたいということです。何ら支障はないと思います。

公図を見ますと、■■■■番と申請地の■■■■番の所に用水路を渡るコンクリートの橋があって、出入りをするには、別にほかの所を通らなくてよいと思います。■■■■寺と地続きなので、譲りたいということです。説明は以上です。

議長 (森副会長)

どうもありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

山口委員 (8 番)

お寺の駐車場として利用するということですが、図面を見ると、車が 1 台やっと入れるような土地だと思います。そうすると、どのような配置で駐車するのでしょうか。

鈴木委員 (4 番)

土地利用計画図に記載されているような配置らしいです。とにかくお寺に活用してもらいたいということのようです。

議長 (森副会長)

ほかに質問ございませんか。

(質問等なし)

議長 (森副会長)

質問がないようですので、番号 14 については、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (森副会長)

異議なしと認め、番号 14 につきましては、許可相当とすることを決定いたしました。

議案第 2 号は以上でございます。

続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井)

それでは、7 ページを御覧ください。

議案第 3 号。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和 2 年 9 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和 2 年 9 月 10 日。

今回、利用集積計画を作成いたしましたのが、8 ページのお一人、1 筆の農地になります。

所在につきましては、大字堀之内字城谷、地番 ■■■ 番 ■■。現況地目、畑。面積、1,121 平方メートル。利用権の種類が、賃借権。利用内容は、畑として利用。10 アール当たりの借賃は 5,000 円、面積が 1,121 平方メートルですので、借賃が 5,605 円となります。利用権設定の期間が 10 年間で、令和 2 年 9 月 11 日から令和 12 年 9 月 10 日までとなります。借賃の支払方法は、毎年、12 月 31 日までに口座振込となります。

なお、利用権を設定する者が千葉市〇〇〇〇氏、利用権の設定を受ける者が千葉市、公益社団法人千葉県園芸協会。転貸を受ける者が大多喜町〇〇〇〇氏となります。

こちらは、中間管理事業を利用しまして、青年の新規就農という形で、新たに農業に参入をされる方になります。この方の青年等就農計画の写しを資料として添付しておりますので、御参考に見ていただきたいと思います。

まず、どのような作目を作付されるかということですが、小松菜と苺を施設野菜と路地野菜ということで、始めたいということです。作付面積については、小松菜が 5 アールからスタート、苺については 10 アールからのスタート。生産量については、小松菜 5,500 キログラム、苺 4,000 キログラム。経営面積合計 15 アールということで計画を立てられて

おります。

また、ビニールハウス等の施設は、これから整備する予定でございます。5年後の目標ということで、ビニールハウス15アールの規模を目標としており、トラクターも25から30馬力のものを整備する計画が提出されております。収支計画につきましては、1年目、小松菜について、5アールの経営規模で、生産量2,500キログラム、売上高162万5,000円という目標が設定されております。

事務局からの説明は、以上となります。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

生産物は、どこに販売するのですか。

事務局（寺井）

販売先は、近くのスーパー、直売所等での販売やインターネットを利用した販売を行いたいということで計画されているようです。

議長（森副会長）

ほかに質問のある方は。

佐川委員（2番）

計画者は、25歳ということで、結婚はしているのですか。

事務局（寺井）

こちらにある資料では、結婚されているというような情報がありません。

家族労働力として、本人1名での記載がありますので、おそらく独身かと思われます。

議長（森副会長）

ほかに質問ございましたら。

山口委員（8番）

1年目と2年目の面積が違うのですが、どういうことでしょうか。

事務局（寺井）

今後、営農を続けていき、徐々に経営面積を増やしていこうという計画だろうと思います。

議長（森副会長）

ほかに質問ございますか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

それでは、質問がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり決定することといたします

議件は、以上をもって終わります。

それでは、続きまして、報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局（寺井）

それでは、14ページをお開きください。

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和2年9月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号16。所在・地番、田代字川ノ田 ■■■番■■■。地目、田。地積、72平方メートル。登記原因・日付、相続、令和2年8月12日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。このほか40筆の相続の届出が同様の方で出ております。合計地積については、1万9,972平方メートルとなります。

続きまして、番号17。所在・地番、小土呂字成前 ■■■番■■■。地目、田。地積、186平方メートル。登記原因・日付、相続、令和2年8月24日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。相続の報告については以上となります。

続きまして、16ページ。報告第2号。令和2年田畑売買価格等に関する調査について。令和2年田畑売買価格等に関する調査について、調査を実施したので報告する。令和2年9月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

大多喜町田畑売買価格等に関する調査について、別添のとおり。田畑売買価格等に関する調査については、17ページに掲載のとおりとなっております。各自御確認をお願いいたします。

続きまして、18ページ、報告第3号にまいります。

報告第3号。利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和2年9月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号3。所在・地番、小沢又字中山 ■■■番■■■。地目、田。地積、1,904平方メートル。貸付人、大多喜町〇〇〇〇氏。借受人、大多喜町〇〇〇〇氏。契約を存続できない理由、体力的な理由によるため。

このほか番号4、番号5についても、同様に中途解約の通知がございました。借受人及び契約存続できない理由については、番号3と同様となります。

議長（森副会長）

報告事項は、以上です。

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたい  
と思います。

続いて議事日程 6、その他に入ります。

事務局何かございましたらお願いいたします。

事務局（寺井）

特にございません。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただき  
ます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

閉会（午後 2 時 55 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月7日

議長 森 紀久嗣

署名委員 山口 豊

署名委員 矢代 とし江